

○北海道警察高速道路交通警察隊運営規程

北海道警察本部訓令第3号

平成19年3月14日

改正 平成19年10月19日本部訓令第23号、20年11月28日第20号、21年3月31日第10号、9月25日第23号、10月28日第25号、22年3月26日第5号、23年10月12日第16号、24年3月14日第3号、3月30日第15号、11月7日第19号、25年3月4日第2号、27年3月13日第7号、3月30日第16号、8月4日第20号、28年3月1日第2号、29年3月17日第7号、30年3月26日第6号、12月3日第14号、令和元年12月17日第22号、2年3月23日第5号、3年3月23日第7号、4年3月22日第6号、6年3月18日第13号

北海道警察高速道路交通警察隊運営規程を次のように定める。

北海道警察高速道路交通警察隊運営規程

北海道警察高速道路交通警察隊運営規程（昭和59年北海道警察本部訓令第9号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 勤務体制（第9条・第10条）

第3章 運用体制（第11条－第15条）

第4章 事件事象等の措置（第16条－第20条）

第5章 補則（第21条－第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 北海道警察本部交通部及び方面本部に置く高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）の運営に関しては、北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第2号）、北海道警察の組織に関する訓令（昭和40年北海道警察本部訓令甲第3号）その他別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（担当区域等）

第2条 高速隊に隊本部及び分駐所を置くものとする。

2 隊本部及び分駐所の名称、位置及び担当区域は、別表に掲げるとおりとする。

3 高速道路交通警察隊長（以下「隊長」という。）は、次条に規定する高速隊の任務を遂行する上で、特に必要と認める場合には、前項の規定にかかわらず、担当区域以外の区域において活動させることができる。

（任務）

第3条 高速隊は、高速道路（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第42条第1項に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図ることを任務として、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 高速道路における交通警察の運営に関する調査及び企画に関すること。

(2) 高速道路における交通事故防止対策に関すること。

(3) 高速道路における交通警察の運営に関する事務で次に掲げるものに関すること。

ア 道路交通関係法令の規定の違反の取締り

イ 交通事故に係る犯罪の捜査及び交通事故の処理

ウ 道路交通関係法令の規定による交通の規制

エ 信号機、道路標識、道路標示その他交通安全施設の整備

オ 関係機関、団体等との連絡

- (4) 前号に掲げるもののほか、高速道路における交通警察の運営に関すること。
- (5) 高速隊の管理に関すること。
- (6) 高速道路における交通警察に関する資料の調査、収集及び管理に関すること。

2 高速隊は、前項各号に掲げるもののほか、高速道路における個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び鎮圧、被疑者の逮捕その他公共の安全と秩序の維持を図るため、高速道路における緊急配備等による犯罪の予防検挙、保護を要する者の保護、遺失物の取扱いその他の必要な警察事務を処理するものとする。

3 北海道警察本部交通部長及び方面本部長（第14条及び第15条第1項において「交通部長等」という。）は、重大な交通事故事件の捜査その他必要があると認めるときは、当該方面の高速隊に特別の任務を命ずることができる。

（勤務及び活動）

第4条 高速隊に勤務する警察官（以下「隊員」という。）は、隊本部又は分駐所の担当区域において、機動警ら、在隊その他の勤務方法により行う勤務を通じて、前条の任務を遂行するための活動を行うものとする。

（隊長の責務）

第5条 隊長は、第3条の任務を遂行するため関係所属長と緊密な連携を保持し、高速隊の効率的な運用に努めるとともに、隊員に対し教養訓練及び安全運転管理を行うものとする。

（服務）

第6条 隊員の服務要領その他服務の細目は、別に定める。

（隊旗）

第7条 北海道警察本部交通部高速道路交通警察隊に隊旗を備える。

2 前項に規定する隊旗の制式は、附図第1のとおりとする。

（記章）

第8条 隊員は、制服又は交通乗車服に高速隊を表示する記章を着装するものとする。

2 記章の形状、寸法等は、附図第2、第3及び第4のとおりとする。

第2章 勤務体制

（勤務制）

第9条 高速隊の勤務制は、別に定めるところによる。

（勤務時間）

第10条 高速隊の交替制勤務の勤務時間は、次表に掲げるとおりとする。

区分 勤務制	勤務開始時刻	勤務終了時刻	総時間	勤務時間			休憩時間	備考
				機動警ら	在隊	計		
当務	午前 9時30分	翌日午前 9時30分	24時間	12時間	3時間 30分	15時間 30分	8時間 30分	1 勤務時間は、1週間 当たり38時間45分とする。 2 夜間において連続4 時間以上の休憩時間を 置くこと。 3 当務にあつては、勤 務時間4時間につき15 分の休憩時間を置くこ
日勤	午前 9時30分	午後 6時15分	8時間 45分	6時間	1時間 45分	7時間 45分	1時間	



第16条 隊員は、交通法令違反若しくは交通事故事件を現認又は認知したときは、適正かつ迅速に処理しなければならない。

2 被疑者を逮捕し留置する場合は、逮捕場所を管轄する警察署（警察本部留置管理課を含む。）に委託留置するものとする。ただし、逮捕場所を管轄する警察署において委託留置をできない事情がある場合は、隊本部又は分駐所の最寄りの警察署に委託留置するものとする。

（事件認知時の措置）

第17条 隊員は、交通関係事犯を除く事件を現認又は認知したときは、次に掲げる初動捜査を実施するものとする。

- (1) 事件の受理及び手配
- (2) 被疑者の逮捕
- (3) 現場保存
- (4) 目撃者及び参考人の確保
- (5) 関係警察署への連絡

（事件等の引継ぎ）

第18条 高速隊が取り扱った交通関係事犯を除く事件及び被疑者については、必要な措置を講じた上、証拠資料及び関係資料とともに、原則として当該事件の発生地を管轄する警察署に引き継ぐものとする。この場合において、当該警察署の捜査について十分な援助を行うように配慮しなければならない。

（重要特異事案発生時の措置）

第19条 隊長は、多数の死傷者を伴う事故の発生又は地震、台風等の非常災害の発生により高速道路の交通の安全に危険が及び、又はそのおそれがある場合は、必要な措置を講ずるとともに、北海道警察処務規程（昭和45年北海道警察本部訓令第2号）第23条に準じて北海道警察本部長又は方面本部長に応援の要請をすることができる。

（保護等の措置）

第20条 隊員は、高速道路において、次に掲げる者若しくは物件を発見し、又は届出を受理したときは、必要な措置を講じたのち管轄警察署に引き継ぐものとする。

- (1) 精神錯乱者、迷子、病人、負傷者（交通事故によるものを除く。）、行方不明者等で保護を要する者
- (2) 犯罪の被害品及び証拠品
- (3) 遺失物（準遺失物を含む。）及び拾得物

#### 第5章 補則

（連絡協調）

第21条 隊長は、高速道路における警察活動の適正を期するため、関係機関、団体等と緊密な連携を保つように努めなければならない。

（指示）

第22条 北海道警察本部長は、高速道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、方面本部長に対し、当該道路における交通警察の運営に関する事項について指示するものとする。この場合において、この指示は重要特異なものを除き、交通部長に行わせるものとする。

2 前項の規定により交通部長が行うこととなる指示のうち、緊急かつ現場的な事案に係るものは、隊長が行うものとする。

（細目の制定）

第23条 この訓令の実施に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。

#### 附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年警察本部訓令第23号）

この訓令は、平成19年10月21日から施行する。

附 則（平成20年警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成20年11月29日から施行する。

附 則（平成21年警察本部訓令第10号）抄

施行期日）

- 1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年警察本部訓令第23号）

この訓令は、平成21年10月10日から施行する。ただし、別表釧路方面の部北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊高速道路交通警察隊の項の改正規定及び同項の次に北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊高速道路交通警察隊占冠分駐所の項を加える改正規定は、同月24日から施行する。

附 則（平成21年警察本部訓令第25号）

この訓令中別表札幌方面の部北海道警察本部交通部高速道路交通警察隊長万部分駐所の項担当区域の欄の改正規定は平成21年11月7日から、同表釧路方面の部北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊高速道路交通警察隊本別分駐所の項の改正規定は同月21日から施行する。

附 則（平成22年警察本部訓令第5号）

この訓令中第1条の規定は平成22年3月28日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則（平成23年警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成23年10月29日から施行する。ただし、別表札幌方面の部北海道警察本部交通部高速道路交通警察隊八雲分駐所の項の改正規定は、同年11月26日から施行する。

附 則（平成24年警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成24年3月17日から施行する。

附 則（平成24年警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成24年11月10日から施行する。

附 則（平成25年警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成25年3月4日から施行する。ただし、この訓令中別表旭川方面の部北海道警察旭川方面本部旭川機動警察隊高速道路交通警察隊の項の改正規定は平成25年3月16日から、同表釧路方面の部北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊高速道路交通警察隊の項の改正規定は同年3月17日から施行する。

附 則（平成27年警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成27年3月15日から施行する。ただし、別表釧路方面の部北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊高速道路交通警察隊本別分駐所の項の改正規定は同月29日から施行する。

附 則（平成27年警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成27年8月8日から施行する。

附 則（平成28年警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成28年3月12日から施行する。

附 則（平成29年警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成29年3月19日から施行する。

附 則（平成30年警察本部訓令第6号）

（施行期日）

- 1 この訓令中第1条及び次項の規定は平成30年4月1日から、第2条の規定は同月21日から施行

する。

(北海道警察遺失物事務取扱規程の一部改正)

- 2 北海道警察遺失物事務取扱規程(平成19年北海道警察本部訓令第24号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成30年警察本部訓令第14号)

この訓令は、平成30年12月8日から施行する。

附 則(令和元年警察本部訓令第22号)

この訓令は、令和元年12月21日から施行する。

附 則(令和2年警察本部訓令第5号)

この訓令中第1条の規定は令和2年3月28日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則(令和3年警察本部訓令第7号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年警察本部訓令第6号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(北海道警察遺失物事務取扱規程の一部改正)

- 2 北海道警察遺失物事務取扱規程(平成19年北海道警察本部訓令第24号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

別表（第2条関係）

区分	名 称	位 置	担 当 区 域
札幌方面	北海道警察本部交通部 高速道路交通警察隊	札幌市厚別区大谷地西5丁目 12番30号	
	北海道警察本部交通部 高速道路交通警察隊 銭函分駐所	小樽市星野町1番地2	北海道横断自動車道（札幌自動車道） 札幌市白石区米里（札幌ジャンクション・0.0キロポスト地点）から小樽市勝納町（小樽インター・W38.3キロポスト地点）まで  北海道横断自動車道（後志自動車道） 小樽市新光町（小樽ジャンクション・W33.7キロポスト地点）から余市郡余市町登町（余市インター・23.34キロポスト地点）まで
	北海道警察本部交通部 高速道路交通警察隊 北広島分駐所	北広島市大曲並木1丁目1番地1	北海道縦貫自動車道（道央自動車道） 札幌市白石区米里（札幌ジャンクション・0.0キロポスト地点）から苫小牧市字植苗（苫小牧東インター・S47.2キロポスト地点）まで
	北海道警察本部交通部 高速道路交通警察隊 夕張分駐所	夕張市紅葉山323番地5	北海道横断自動車道（道東自動車道） 千歳市上長都（千歳恵庭ジャンクション・0.0キロポスト地点）から勇払郡占冠村字ニニウ（E65.3キロポスト地点）まで
	北海道警察本部交通部 高速道路交通警察隊 占冠分駐所	勇払郡占冠村字シムカブ原野 48番50	北海道横断自動車道（道東自動車道） 勇払郡占冠村字ニニウ（E65.3キロポスト地点）から上川郡新得町字新得（E109.4キロポスト地点）まで
	北海道警察本部交通部 高速道路交通警察隊 苫小牧中央分駐所	苫小牧市字高丘41番72	北海道縦貫自動車道（道央自動車道） 苫小牧市字植苗（苫小牧東インター・S47.2キロポスト地点）から登別市中登別町（登別東インター・S99.2キロポスト地点）まで
	北海道警察本部交通部 高速道路交通警察隊 苫東中央分駐所	苫小牧市字柏原157番23	一般国道235号（日高自動車道） 苫小牧市字植苗（苫小牧東インター・S47.2キロポスト地点）から沙流郡日高町字美原（日高厚賀インター・60.57キロポスト地点）まで
	北海道警察本部交通部	室蘭市崎守町316番3	北海道縦貫自動車道（道央自動車道）

	高速道路交通警察隊 室蘭分駐所		車道) 登別市中登別町（登別東インター・S99.2キロポスト地点）から寿都郡黒松内町字東川（S168.2キロポスト地点）まで
	北海道警察本部交通部 高速道路交通警察隊 岩見沢分駐所	岩見沢市駒園8丁目8番1号	北海道縦貫自動車道（道央自動車道） 札幌市白石区米里（札幌ジャンクション・0.0キロポスト地点）から三笠市岡山（三笠インター・N41.5キロポスト地点）まで
	北海道警察本部交通部 高速道路交通警察隊 滝川分駐所	滝川市東滝川15番地	北海道縦貫自動車道（道央自動車道） 三笠市岡山（三笠インター・N41.5キロポスト地点）から深川市音江町字稲田（N90.66キロポスト地点）まで  市道砂川SAスマートインター線 砂川市北光656番2地先から336番2地先まで
函館方面	北海道警察函館方面本部 交通課 高速道路交通警察隊	函館市五稜郭町16番1号	
	北海道警察函館方面本部 交通課 高速道路交通警察隊 八雲分駐所	二世郡八雲町立岩371番地4	北海道縦貫自動車道（道央自動車道） 山越郡長万部町字国縫（国縫インター・S204.8キロポスト地点）から茅部郡森町字赤井川（大沼公園インター・S272.4キロポスト地点）まで
	北海道警察函館方面本部 交通課 高速道路交通警察隊 長万部分駐所	山越郡長万部町字富野195番地3	北海道縦貫自動車道（道央自動車道） 寿都郡黒松内町字東川（S168.2キロポスト地点）から山越郡長万部町字国縫（国縫インター・S204.8キロポスト地点）まで  一般国道5号（黒松内新道） 寿都郡黒松内町字東川（黒松内ジャンクション・S178.1キロポスト地点）から同町字赤井川（黒松内インター・4.8キロポスト地点）まで
旭川方面	北海道警察旭川方面本部 交通課 高速道路交通警察隊	旭川市字近文7線南1号5766番の4	北海道縦貫自動車道（道央自動車道） 深川市音江町字稲田（N90.66キロポスト地点）から旭川市字近文（旭川鷹栖インター・N125.3キロポスト地点）まで



	北海道警察旭川方面本部 交通課 高速道路交通警察隊 和寒分駐所	上川郡和寒町字三笠177番地 1	北海道縦貫自動車道（道央自動車道） 旭川市字近文（旭川鷹栖インター・N125.3キロポスト地点）から上川郡剣淵町（士別剣淵インター・N171.1キロポスト地点）まで
	北海道警察旭川方面本部 交通課 高速道路交通警察隊 上川分駐所	上川郡上川町字菊水175番地 4	一般国道450号（旭川紋別自動車道） 上川郡比布町（比布ジャンクション・N144.5キロポスト地点）から上川郡上川町字中越（49.3キロポスト地点）まで
	北海道警察旭川方面本部 交通課 高速道路交通警察隊 沼田分駐所	雨竜郡沼田町北1条6丁目1番2号	一般国道233号（深川留萌自動車道） 深川市音江町字向陽（深川ジャンクション・N93.5キロポスト地点）から留萌市大字留萌村（留萌インター・47.3キロポスト地点）まで
釧路方面	北海道警察釧路方面本部 十勝機動警察隊 高速道路交通警察隊	河東郡音更町字音更西2線7番地3	北海道横断自動車道（道東自動車道） 上川郡新得町字新得（E109.4キロポスト地点）から中川郡池田町字信取（池田インター・E174.0キロポスト地点）まで
	北海道警察釧路方面本部 十勝機動警察隊 高速道路交通警察隊 本別分駐所	中川郡本別町共栄44番地4	北海道横断自動車道（道東自動車道） 中川郡池田町字信取（池田インター・E174.0キロポスト地点）から釧路市音別町（E208.6キロポスト地点）まで中川郡本別町勇足（本別ジャンクション・E191.2キロポスト地点）から足寄郡足寄町郊南（足寄インター・13.1キロポスト地点）まで
	北海道警察釧路方面本部 十勝機動警察隊 高速道路交通警察隊 白糠分駐所	白糠郡白糠町茶路基線195番1	北海道横断自動車道（道東自動車道） 釧路市音別町（E208.6キロポスト地点）から釧路市阿寒町下舌辛（阿寒インター・E240.9キロポスト地点）まで
	北海道警察釧路方面本部 十勝機動警察隊 高速道路交通警察隊 中札内分駐所	河西郡中札内村字協和東2線247番20	一般国道236号（帯広広尾自動車道） 河西郡芽室町北明（帯広ジャンクション・E145.3キロポスト地点）から中川郡幕別町忠類共栄（忠類大樹インター・58.3キロポスト地点）まで
北見方面	北海道警察北見方面本部 交通課 高速道路交通警察隊	北見市青葉町6番1号	

北海道警察北見方面本部 交通課 高速道路交通警察隊 遠軽分駐所	紋別郡遠軽町字豊里540番地	一般国道450号（旭川紋別自動車道） 上川郡上川町字中越（49.3キロポスト地点）から紋別郡遠軽町豊里（遠軽インター・98.3キロポスト地点）まで
--	----------------	--

別記第1号様式（第11条関係）

高速道路交通警察隊月間運用計画

（ 年 月）

項目	推進事項	項目	推進事項
1 運用方針		4 主な作戦	
2 勤務指定		5 月間の特別 取締り	
3 機動取締り の重点		6 その他	
		67	10 040 高速道路交通警察隊運営関係 1年

注 規格は、A列4番横長とする。

活 動 計 画 表

年 月 日 ( 曜日)

取締り重点	
指示事項	
行事等	

分駐等	階級	区分	現員	実 働									休 務 ・ 休 暇 等							
				日勤	当務	非番	週休	年休	病休	入校	研修	訓練	その他							
隊本部	警 視																			
	警 部																			
	警 部 補																			
	巡査部長																			
	巡査(長)																			
	事務吏員																			
	小 計																			
分駐所	警 部 補																			
	巡査部長																			
	巡査(長)																			
分駐所	小 計																			
	警 部 補																			
	巡査部長																			
分駐所	巡査(長)																			
	小 計																			
	警 部 補																			
分駐所	巡査部長																			
	巡査(長)																			
	小 計																			
分駐所	警 部 補																			
	巡査部長																			
	巡査(長)																			
分駐所	小 計																			
	警 部 補																			
	巡査部長																			
分駐所	巡査(長)																			
	小 計																			
	警 部 補																			
分駐所	巡査部長																			
	巡査(長)																			
	小 計																			
合 計																				

分駐等	部別	氏 名	勤務区分	年 月 日 ( 曜日)	車 両	摘 要
隊本部	1					
	2					
分駐所	1					
	2					
3						
分駐所	1					
	2					
3						

67 | 10 | 040 | 高速道路交通警察隊運営関係 | 1年

- 注 1 分駐所欄には、それぞれ分駐所の名称を記載すること。  
 2 各欄については、隊の編成及び人員に応じて適宜変更して使用すること。  
 3 規格は、A列4番横長とする。

別記第3号様式（第14条関係）

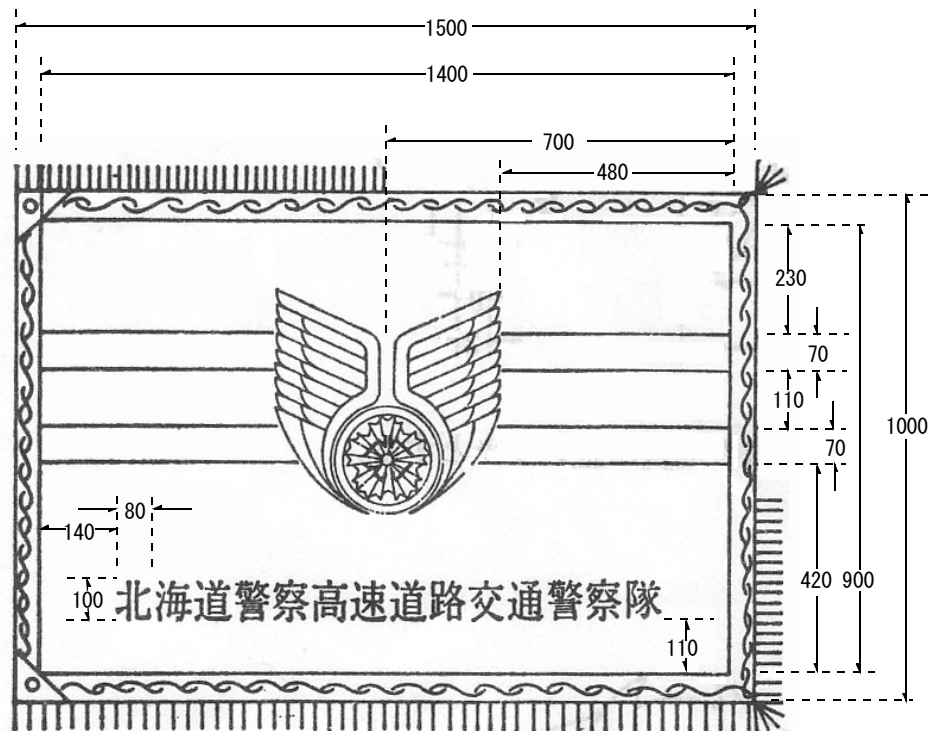
第 号 年 月 日				
交通部長 殿 （ 方面本部長）				
（要請所属長）				
高速道路交通警察隊応援派遣要請書				
要請理由 （事案名等）				
派遣期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）までの間			
派遣場所				
必要人員				
必要車両台数				
装備資器材の 種別及び数量				
要請担当者	係	階 級	氏 名	警電番号
備 考				

67	10	040	高速道路交通警察隊運営関係	1年
----	----	-----	---------------	----

注1 不要な文字は、削除して使用すること。

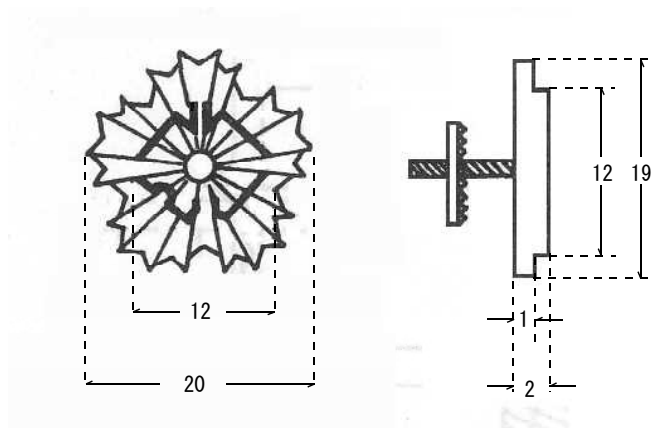
2 規格は、A列4番縦長とする。

附図第1 (第7条関係)



- 注1 台は古代紫を基とし二条の白線を配し中央部に隊章を入れ、下部に正式名称を記した刺しゅうとする。
- 2 隊旗に縁どりモールを金で配す。
- 3 単位は、ミリメートルとする。

附図第2(第8条関係)



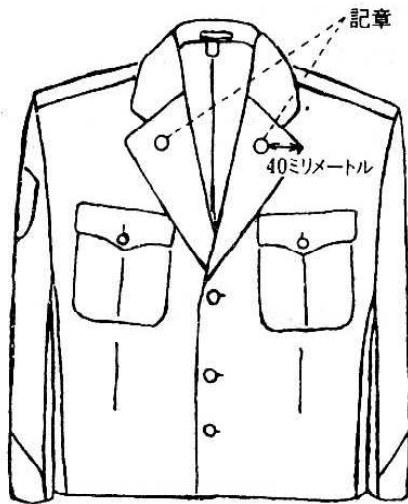
- 注1 記章の地質は金メッキとする。
- 2 単位は、ミリメートルとする。

附図第3(第8条関係)

記章の装着位置

冬服・合服

注 記章の装着位置は、両下襟部の端からそれぞれ水平に40ミリメートルとする。



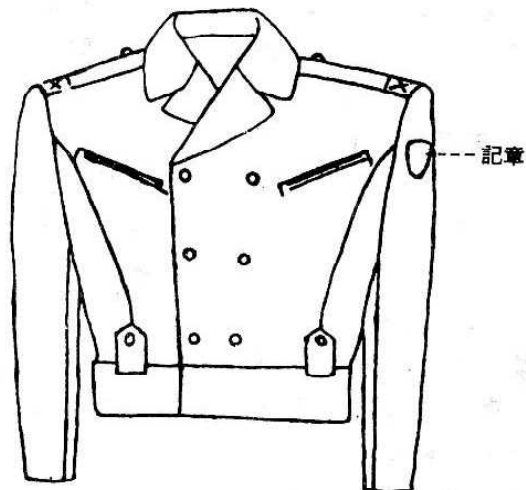
夏服

注 記章の装着位置は、両襟部中心に均等とする。



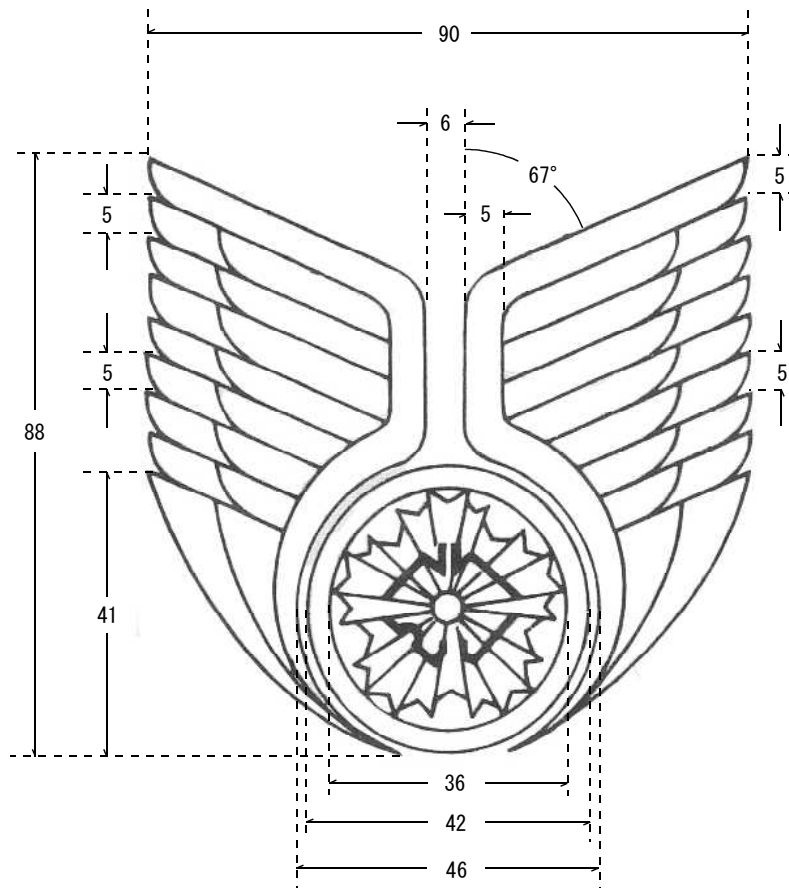
交通乗車服

注 記章の装着位置は、肩章台から100ミリメートルとする。





附図第4(第8条関係)



注1 台は濃紺のフェルト様地とし、羽先は金、各羽の先端は銀、羽中は白で羽先以外の各羽は黒の縁どりをし旭光を囲む円は虹とし、旭光は金で、旭光内北海道は濃紺の刺しゅうとする。

2 単位は、ミリメートルとする。